

令和 5 年度第 1 回千代田区障害者支援協議会
差別解消支援部会

—議 事 録—

日時：令和 5 年 8 月 25 日（金）18：30～20：05

場所：千代田区役所 601 会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和5年8月25日（金） 18:30～20:05	
場所	千代田区役所 601 会議室	
委員	学識経験者	小池部会長
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小笠原委員
	障害者及びその家族	鈴木（や）委員、大山委員、大谷委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	森田委員、廣木委員
	事業者	的場委員、本田（池谷委員代理）
	就労支援関係者	秋元委員
幹事	区職員	吉田子ども部児童・家庭支援センター所長 永見地域振興部国際平和・男女平等人権課長 清水保健福祉部障害者福祉課長
事務局	区職員	平澤子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長 松田保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長 小坂部障害者福祉課総合相談担当係長 加山保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当係長 細倉保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○松田障害者福祉係長 定刻になりましたので、第 1 回千代田区障害者支援協議会差別解消支援部会を始めさせていただきます。私は事務局の障害者福祉課、松田でございます。よろしくお願いいたします。まずはじめに、事務局を代表いたしまして、障害者福祉課長の清水よりご挨拶をさせていただきます。

○清水幹事 皆様、こんばんは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。障害者福祉課長、清水でございます。本日は、障害者支援協議会より下命を受けました、差別解消支援部会の第 1 回目の会議でございます。本部会の部会長には、本協議会の委員の小池委員をお願いしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。令和 3 年に施行されました障害者差別解消法につきまして、これまで行政に課せられていた合理的配慮の義務が、来年 4 月 1 日より全ての民間事業者に対しても努力義務から義務に変わることとなります。こうした法の動きを踏まえまして、本日の部会では法の具体的な動向とともに、これまで区で相談などがありました、合理的配慮の提供につきまして事例をあげて検証し、さらに法の施行日である来年 4 月 1 日に向け、区としての周知をどのように行っていくかなど、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 本日の部会につきまして、議事録及び配付資料につきまして、ご説明いたします。本日の部会内容は議事録を作成いたします関係上、皆様のご発言を録音させていただきますので、予めご了承ください。また議事録につきましては、後日、区のホームページに掲載させていただきます。続きまして、お手元の資料につきまして、確認させていただきます。まず、次第でございます。そして座席表、『令和 5 年度千代田区障害者支援協議会「差別解消支援部会」委員名簿』となっております。次に、資料 1『障害者差別解消法「合理的配慮の提供の義務化」について』。資料 2 は A4 横になります、『障害者差別解消法（合理的配慮関係）相談・対応事例』でございます。資料 3 も A4 横の『障害者差別解消法の改正に係る千代田区の取組について』でございます。参考資料といたしまして、『令和 6 年 4 月 1 日から合理的配

慮の提供が義務化されます！』という、内閣府から出ておりますパンフレットが1部ございます。最後に、千代田区で作成した冊子『「心のバリアフリー」推進ハンドブック』となっております。資料の不足などはございませんでしょうか。Zoomでご参加の廣瀬委員、大谷委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、本日の委員の出席状況をご報告いたします。委員全11名中、10名が出席となっており、うち廣瀬委員、大谷委員がオンラインでの出席となっております。欠席は池谷委員でございますが、千代田区よろず相談MOFCAからは本田副所長に出席していただいております。本日の傍聴者はゼロ、協議会へのご意見も出ておりません。

本差別解消支援部会は、今年度第1回の開催となります。本年5月26日に開催いたしました協議会全体会の中で、差別解消支援部会につきまして他の部会同様、下命をいただいております。委員の皆様は障害者支援協議会のメンバーでございますので、ご紹介は割愛させていただきますが、差別解消支援部会の部会長を小池委員にお願いしておりますので、議事に先立ちまして、小池部会長よりご挨拶をお願いいたします。

○小池部会長　差別解消支援部会の部会長を務めさせていただきます、小池と申します。よろしくお願いいたします。今年度の障害者支援協議会につきましては、5月28日から開始されました相談支援部会にはじまり、その後の全体会、計画部会、そして本日の差別解消支援部会の開催、例年になく多くの会議が設定されており、委員の皆様にはこれらの関係会議にご協力をいただき、誠にありがとうございます。この差別解消支援部会につきましては、令和3年度に施行されました障害者差別解消法について令和6年4月1日より合理的配慮の提供が民間事業者に対しても義務化されることになります。こうした関係を受けまして、千代田区においてこれまでこの法に関係してどのような事例があったのか。どう対応してきたのか。また来年4月の義務化に向けて、区としてどのような周知を行っていくかなど、委員の皆様からご意見を伺いながら進めてまいりたいと存じます。本日は、限られた時間の中でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思います。

ここからは、小池部会長にお願いしたいと思います。小池部会長、よろしくお願いいたします。

○小池部会長 それでは、議題に入らせていただきます。まずはじめに、議題(1)「障害者差別解消法「合理的配慮の提供の義務化」について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 お手元の資料1をご覧ください。まず、障害者差別解消法についてでございます。ご出席の委員の皆様にはすでにご存知のことと思いますけれども、この障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めているもので、障害のある、なしに関わらず、共に生き、暮らすことを目的とした共生社会の実現のための法律となっております。本法律は平成28年4月1日より施行されており、すでにこの時から行政機関には合理的配慮の提供が義務とされております。本区におきましても平成27年度から、この法律に対応していくため、区の職員に対する職員対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について職員への周知を図ってまいりました。資料1の表を見ていただきますと、今まで合理的配慮の提供につきまして行政機関は義務とされていましたが、民間事業者は努力義務とされておりました。来年4月1日より法律を根拠とした義務化されます。この対象につきましては民間事業者と言いましても、※1にありますように、ボランティア活動をしているグループなども同様にその対象となってまいります。なお、※2にありますように、法の施行に先駆けて、東京都は「東京都障害者差別解消条例」において平成30年10月1日に民間事業者に対する合理的配慮の提供の義務化を制定しております。

合理的配慮の提供につきまして、すでに法の施行当初から禁止されている、不当な差別的取扱いの禁止と併せて考えていく必要があると思っております。不当な差別的取扱いの禁止は、正当な理由なく、障害のある方に対して障害を理由に差別することを禁止しております。つまり、障害を理由としたサービス提供の拒否や障害のない人には付けない条件を付けるなどの行為はそもそもしてはならない行為となってございます。これに対して、なんらかの対応が可能である場合、その対応が重すぎない範囲で対応するこ

とが求められるところで、その提供をしない場合には、合理的配慮の提供の義務違反となってまいります。例えば車椅子の人に対して、目的のお店が建物の2階にあるという理由だけで「来店はできませんよ」と言うことは不当な差別的取扱いとなります。「来店はしてもいいけれど、何も対応できません」と言うことは、合理的配慮の提供違反となります。また、資料裏面の具体例ですが、従業員が少ない店で混雑している時に、「車椅子を押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合、話し合いをして、負担が重すぎない範囲で別の方法を探すことも考えられます。「できない」となった場合、その負担が重すぎることを相手に十分に説明した上で理解を得ることも必要となってまいります。今、お話しした内容について、内閣府の資料の4ページに合理的配慮の提供の内容が、6ページには合理的配慮のための対話の重要性が説明されています。このあと、事例の検討においてもこれらの内容に関係するものが出てきますので、そこでもこの件に関しては詳しくお話をさせていただこうと思っております。

○小池部会長 ありがとうございました。資料1についてご意見、ご質問等はございますか。また事例の中でも障害者差別解消法の規定については出てくると思います。それでは、よろしいでしょうか。次の議題に移りたいと思います。議題(2)「障害者差別解消法（合理的配慮関係）相談・対応事例について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事例検討

○小池部会長 それでは、議題(3)「障害者差別解消法の規制に係る千代田区の取組について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 資料3をご覧ください。これまで説明させていただきました、障害者差別解消法の合理的配慮の提供の民間事業者への義務化については、それらの内容を今回当事者となる民間事業者の方々はもちろん、以前から当事者である区の職員や、多くの区民の皆様にさらなる周知の徹底を図るこ

とが重要だと考えております。『「心のバリアフリー」推進ハンドブック』を皆様のお手元にお配りしております。これは令和2年に、障害者差別解消法を着実に推進するために、共生社会に向けてどんなことを考慮し、どんな対応をするか。そのためにどんな法律があって、千代田区ではどんなことが行われているかなどを冊子にまとめたものでございます。これを今後改定しながら、さまざまな場所で活用を図ってまいりたいと考えてございます。

また、本法律について改めて区民の皆様への周知・啓発をホームページや広報誌などを通じて図る必要もあると考えてございます。さらに来年4月から、事業者の法的な合理的配慮の提供についての義務化をより多くの事業者を理解し対応してもらうためにも、ホームページ、新聞折り込み、広報千代田などによる周知・啓発事業を進めていきたいと考えてございます。

○小池部会長 ありがとうございました。今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小笠原委員 周知なのですが、区内の小学生も、早い時期から理解することが大事なのではないかと思います。以前のアンケートでも合理的配慮が「得られていない」と「得られている」が同じくらいの割合であったと思います。ここには載っていませんが、小学校の先生方に「合理的配慮とはどういうものなのか」の周知をしていただきたいと思います。

それともう1つ質問です。さくらキッズではばたきプランを利用している方で、「学校に説明していただけないか」などの要望があったことはありますか。

○平澤発達支援係長 はばたきプランについては、学校の教職員、特に特別支援教育の先生たちに、先生たちを指導する指導課の研修室で説明することはあります。今日も新任の研修を行っていたようで、バリアフリーの話をしていたということです。周知をお願いできないかということについては、教育委員会をとおして、研修の中でお話することはできなくもないと思います。

○小笠原委員 それは特別支援学級の先生が対象ですか。

○平澤発達支援係長 今日行っていたのは、普通学級の教員の新任の方だったようです。

○小笠原委員 特別支援の先生方は当然研修が必要なのだと思いますが、普通学級に通っているお子さんが理解を得られずに問題が出てくることがあると思いますので、児童も含めて普通学級の先生方に研修が必要だと思います。

○平澤発達支援係長 今日行っていたのは一般教員の新任の方向けの研修でしたので、「そういう方向けにこういうこともできますよ」という話はできると考えております。

○小笠原委員 利用されている保護者の方から、先生方に説明していただきたいというご相談はないですか。

○平澤発達支援係長 今のところないです。

○鈴木委員 普通の学校で、その中に特別支援学級がある学校の先生方は意識が高いと思いますが、特別支援学級ができてまだ歴史が浅い学校にはやはり子どもたちにも先生をとおして周知していただけると、親としては助かると思います。本当にみんなと一緒にということで、おとな版の周知徹底もよろしく願いいたします。1つの例として、「特別支援学級でどのような授業をしているか」を、希望している親や子どもに見せると、親は安心するようですので広く見せていただくことをお願いしたいと思います。千代田小学校の中の特別支援学級ではそれがあるのですが、普通の学校の中の特別支援学級の教室を見せていただくことがないので、親として非常に不安があったと聞いたことがあります。よろしく願いいたします。

○吉田幹事 学校でもさまざまなお声を頂戴して対応を図っているところではあると思うのですが、インクルーシブ教育の推進も言われていますので、こちらの部会でのご意見は関連部署にもお伝えしようと考えております。今後取り組んでいければと思っています。

○廣木委員 社会福祉協議会の廣木と申します。周知については、社会福祉協議会でも小学生のみならず、中学校、高校等で「ボランティアに関わる、色々な福祉の講座をぜひやってほしい」という声が結構あります。例えば車椅子講座であったり、盲導犬の講座であったり、団体の方と協力しながら行っています。そのような教育の現場で障害者差別解消法に関する出張講座を、3障害全部となるのでかなり幅広いとは思いますが、そのような機会を設けていければと思いました。そのためには、そのようなことを理解している団体や地

域の皆さんなど、啓発できるサポーターのような方たちがいないとなかなか広がらないと思いますが、「ハートクルー」養成講座は車椅子などに特化されているのかもしれないのですが、そのような卒業生が例えば学校へ行って、周知活動に協力していただくなどの広がりがもてるようになると思います。

○廣瀬委員（チャット） 周知するために、小学校・中学校の授業では取り上げてもらえないのでしょうか。

○大谷委員（チャット） 千代田区内の教員だけでなく、23 区全体での取組が必要です。4 月に通う児童・生徒も多いので。

○小笠原委員 「ハートクルー」養成講座は私たちも取ったのですが、その後の広がりが全くありません。養成講座を修了したあと、どう活動していくのかというしくみをつくっていかないと、この講座の意味がないのではないかという気がします。

○清水幹事 「ハートクルー」養成講座を受講された方が 150 人くらいになりましたので、社会福祉協議会と協力しまして、この方々に「ボランティア登録をしていただけないか」というお声がけを今年度する予定です。先ほどお話しいただいたサポーターとしても活躍していただいたり、何かハートクルーで経験されたことを活かす場ができたらいと考えております。

○小池部会長 ありがとうございます。私もこの『「心のバリアフリー」推進ハンドブック』を拝読させていただいたのですが、とてもわかりやすくまとめていると思いました。特に「3 障害のある人へのサポート方法」に、色々な障害のある方の特性や「このような反応をしている時は、こういう思いでこういう行動をとっている」ということがとてもわかりやすく書かれてあるので、先ほどから話に出ている建設的対話をするにあたっても、そもそもお互いがお互いのことを分かっていると対話もできないと思いますので、まずは特に事業者の方に障害のある方の特性について理解していただければと思います。その意味でも、このハンドブックがより広い方々に行き渡って、理解が進んでいくといいと感じました。

○清水幹事 今、皆様からいただいたご意見を踏まえて、周知・啓発活動でこういった所にどのようなかたちでお配りするか、もう一度検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松田障害者福祉係長 『「心のバリアフリー」推進ハンドブック』は、年度内に更新をして配布したいと思っておりますので、ご意見等ございましたら、メールやお電話で 9 月末を目途に事務局までご連絡をいただければと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

○小池部会長 他に、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○大山委員 このような講座は、私たち一般だけではなく、民生児童委員の方にお知らせいただければと思います。私も民生児童委員をしていましたが、どちらかと言うと高齢者の方のことのほうが多いので、このような資料について民生児童委員の方たちの会合に出てお話をなさったらいいいのではないかと思います。森田委員は「ハートクルー」養成講座に出たとおっしゃっていましたが、民生児童委員の方たちにもご協力を願ったら広がっていくのではないかと思います。

○清水幹事 「ハートクルー」養成講座では、車椅子や白杖をお使いの方の支援の仕方であったり、障害者だけではなく高齢者の方にもそういった対象の方が多くいらっしゃると思いますので、どちらの支援ということでもなく、講座に出ていただけると色々な方の支援につながるとと思いますので、民生児童委員の方たちにも周知を積極的に行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○永見幹事 国際平和・男女平等人事課長、永見でございます。私どもの課は人権担当ということでこの会に参加させていただいておりますが、建設的な対話のために、その元になるのは理解促進というところで周知の問題が取り上げられている中で、障害者福祉課とは違いますが、人権担当の部分でお互いに連携して、周知について私どもも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○鈴木委員 民生児童委員のお話が出ましたが、1 年目などに色々勉強される機会が多いと思いますので、その中に障害者差別解消法を基本的な勉強に加えていただいたらどうなのかと思います。

- 森田委員 民生児童委員の森田です。民生児童委員の中で部会がいくつかありまして、その中に障害福祉部会があります。今私はそちらに所属していて、東京都の部会にも出ています。障害福祉部会に入っていると関わりがあるのですが、その他にも生活支援や子育てなどさまざまな部会があるので、全員でそれを共有することはなかなか難しいです。千代田区は民生児童委員の人数が他の区に比べたら少なく、定例会には全員が集まるようなコンパクトな会なのですが、それでも全員に同じように周知することは難しく、私が出席してる東京都の部会についての報告も障害福祉部会の中での共有にとどまっています。全員に同じように情報共有をする場が現状ありません。
- 小池部会長 それは、今後の課題になるでしょうか。周知する、全員に行き渡るような方法をお考えいただければというところだと思います。
- 廣木委員 社会福祉協議会で、研修センターを区から受託して運営していますので、研修センターの中で、区民への周知であったり、関係機関向けの講座もできると思いますので、そういったものを活用していただいてもいいのではないかと思います。
- 小池部会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。それでは、本日の議題については全て終了いたしましたので、事務局にお戻ししたいと思います。
- 清水幹事 小池部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。本日委員の皆様からいただきましたご意見等につきましては、障害者差別解消法に係る、区としてのさまざまな対応と、また区民の方々や事業者の方々への周知・啓発に反映させていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の障害者支援協議会差別解消支援部会はこれで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。